

公 告

福井県ドクターヘリ環境音等調査業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和7年6月30日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

福井県ドクターヘリ環境音等調査業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(3) 業務内容

別紙「福井県ドクターヘリ環境音等調査業務委託 仕様書」のとおり

(4) 委託契約金額の上限

22,323,000円（消費税および地方消費税を含む。）

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、「福井県ドクターヘリ環境音等調査業務にかかるプロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けたものとする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有する者（競争入札参加資格の申請中の者を含む。）であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査会の時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。ただし、本県内に事業所等を有しないとき、県税についてはこの限りでない。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

（7）宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。

3 受審資格の認定の申請手続き等

（1）受審資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類および部数

福井県ドクターヘリ環境音等調査業務にかかるプロポーザル募集要領による。

② 提出方法

PDF 等電子データを電子メールで提出すること。なお、7MB を越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否される。そのため、電子ファイルを記録した USB 等記録媒体を郵便や宅配便等で下記宛先に送付、またはオンラインストレージを利用し、下記宛先に電子メールでダウンロード URL を通知する方法も可とする。

③ 受付期間

令和7年7月10日（木）17時00分まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は、当方が指示した場合を除き認めない。

④ 提出場所および申請にかかる質問を受け付ける場所の所在地および名称

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課 救急・災害医療グループ

電話：0776-20-0346（直通）

FAX：0776-20-0642

e-mail iryou@pref.fukui.lg.jp

⑤ 提出資料の様式等

実施要領および関係書類の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年6月30日（月）から7月10日（木）の9時から17時まで

イ 交付場所

3（1）④に同じ。

なお、福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/hikouonn.html>) からダウンロードすることができる。

（2）受審資格の認定の時期

受審資格の認定は令和7年7月14日（月）までに行う。

(3) 受審資格の認定の結果の通知

書面により申請者に通知する。ただし、迅速性の観点から、書面に先立ち電子メール等の方法により通知する場合がある。

4 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和7年7月10日（木）17時までに質問票（様式4）をメールにより提出すること。

（提出先 iryou@pref.fukui.lg.jp）

質問に対する回答は、すべての受審資格認定者に対してメールにより一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

福井県ドクターヘリ環境音等調査業務にかかるプロポーザル実施要領による。

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

ただし、提出書類の電子データをメール添付により提出する場合、電子データを収録した電子媒体を別途提出する必要はない。

(3) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時まで（必着）

（持参の場合、土曜日、日曜日を除く。）

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。（ただし、当方が指示した場合を除く。）

(4) 提出場所

3（1）④に同じ。

(5) 提出資料の様式等

3（1）⑤に同じ

6 審査会および契約先候補者の選考等

(1) 審査会の実施

契約先の選定は、提出された企画提案書等に基づき審査会において審査する。

(2) 審査方法

審査会において、企画提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。企画提案書およびプレゼンテーションの内容について審査した受けて契約先候補者を選定する。

プレゼンテーションは令和7年7月下旬にオンラインにて実施予定で、時間等は別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申し立ては、受け付けない。

(4) 企画提案書の選定に際し審査する事項

福井県ドクターヘリ環境音等調査業務にかかるプロポーザル募集要領による。

8 契約の締結

福井県は、契約先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 契約先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき

9 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

10 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、募集要領等による。